学校保健安全法第19条の規定による出席停止報告書の提出について

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、または、感染者の濃厚接触者となった場合には、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の措置を取ります。

また、発熱等の風邪の症状がみられる場合も登校を見合わせ、ご家庭で休養してください。この 場合も、本校では出席停止といたします。

出席停止に該当すると思われる場合は、必ずその旨を学校へ電話にてご相談ください。

発熱や風邪の症状がなくなり登校する際には、下記の「出席停止報告書」をご家庭で記入していただき、学校へ提出してください。

愛知県立豊橋西高等学校長 殿

出席停止報告書

	年	組	番	生徒氏名		
_						
	保護者氏名(自署)					
			木 受 1	1八个(日石)		

)

【出席停止の判断基準】 以下の該当する項目に○をつけてください。

- 1 発熱等の風邪の症状があった
- 2 新型コロナウイルスに感染していると診断された
- 3 感染者の濃厚接触者となった(同居家族が感染した等)
- 4 その他(理由:

【期間】 年 月 日 ~ 年 月 日

【提出経路】 生徒(保護者記入)→ 担任 → 保健室